

F Cトラック出発式開催等業務 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「県」という。）がF Cトラック出発式開催等業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 募集事項

（１）業務の名称

F Cトラック出発式開催等業務

（２）業務の目的

本県では、今年度、県内で初めて水素を燃料として走行するF Cトラック 5 台が導入される。この導入を記念して、車両のお披露目を兼ねた「F Cトラック出発式」を開催し、F Cトラックの普及拡大に向けた県及び事業者の取組を県民に広くP Rすることにより、運輸部門における脱炭素化の機運醸成を図る。

（３）業務の内容

別紙仕様書のとおり

（４）委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

（５）委託料の上限額

金 1, 8 4 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確約するものではない。

（６）留意事項

委託業務の実施に関して、委託先候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県との協議の上決定する。また、実際の業務内容や進め方については、随時県と協議して決定する。

3 企画提案に応募できる要件資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4（一般競争入札の参加者の資格の規定）に該当する者でないこと。

（２）この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

（３）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 2 0 年 1 1 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

（４）宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（５）政治団体（政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 3 条の規定によるもの）に該当し

ない者であること。

(6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。

(7) 宮城県内に本店又は支店を有する者であること。

(8) 本業務を円滑に履行できる体制が整備できること。

4 企画提案事項

仕様書5の委託業務内容等について、下記の事項について記載するほか、本業務の効果的な遂行に向けた工夫や独自のアイデアのポイント等を明記すること。

(1) 企画提案者の概要

(2) 業務の実施方針及び概要

イ 式典会場の設営及び運営において手配する物品等一覧

ロ 式典会場のレイアウト及び装飾イメージ

ハ 報道機関に対する周知方法等に関する提案

ニ FCトラックの広報用写真及びポスター等のイメージ

ホ 式典当日の安全対策

ヘ 式典当日の人員配置

ト 業務の運営体制

(3) 過去の類似業務の実績

(4) その他、本業務委託内において実現可能で効果が期待できる独自の提案

5 応募手続

次のとおり企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 企画提案書作成等に関する質問の受付

イ 受付期限

令和7年12月4日（木）午後5時まで

ロ 提出方法

質問書（様式第2号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ハ 提出先

jiened@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県環境生活部次世代エネルギー室 脱炭素燃料班）

ニ 留意事項

電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受けない。

ホ 回答方法

質問に対する回答は令和7年12月8日（月）午後5時までに宮城県環境生活部次世代エネルギー室ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(2) 企画提案書の提出

イ 提出期限

令和7年12月15日(月) 午後5時必着

ロ 提出方法

電子メール

ハ 提出先

jiened@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部次世代エネルギー室 脱炭素燃料班)

ニ 提出書類

(イ) 企画提案書

表紙に「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名(所属、職、氏名)」及び「連絡先(電話番号、電子メールアドレス)」を記載した上で、4の企画提案事項について記載すること。また、各ページには通し番号を記載すること。

(ロ) 業務遂行体制図

(ハ) 過去の類似業務の実績

官民を問わず、これまでに実施した類似業務がある場合には、その概要が分かる資料を提出すること。また、過去2年以内に国や地方公共団体から受注した類似業務の実績があれば、併せて提出すること。

(ニ) 事業経費見積書(経費参考内訳書)

項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、具体的な費用の内訳、積算根拠が分かるように記載した事業経費見積書を提出すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(ホ) 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第1号)

(4) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は一切返却しない。

(5) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書は無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領に従っていない場合

ハ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

ニ 企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ホ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

(6) その他

イ 企画提案書を提出した場合は、下記11で示す問い合わせ先に電話連絡を行うこと。

- ロ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第３号）を提出すること。
- ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。
- ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- ホ この企画提案の応募に係る全ての費用は、企画提案者の負担とする。
- ヘ 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

6 業務委託候補者の選定

（１）選定方法

県が設置する選定委員会において、事前に提出された企画提案書等を基に審査を行い、各委員の評価点の平均が３０点以上の企画提案者の中から、各委員の採点順位に応じて順位点を付け、順位点の最も高い企画提案者を委託先候補者として選定する。順位点が最も高い企画提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を委託先候補者として選定する。各委員の評価点を合計した点数が最も高い企画提案者が複数いる場合は、事業経費見積書の金額が最も少額である者を委託先候補者として選定する。

（２）企画提案者が１者又はない場合の取扱い

募集の結果、企画提案者が１者の場合も審査を行い、（１）の選定方法により、各委員の評価点の平均が３０点以上となった場合は、当該者を委託先候補者に選定する。

なお、各委員の評価点の平均が３０点未満の場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

（３）選定結果の公表

- イ 選定結果については、各企画提案者に書面で通知するとともに、各企画提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された委託先候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。
- ロ 審査内容及び審査結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

7 評価基準及び配点

（１）次の審査項目及び配点（合計５０点）により行うものとする。

項目	評価内容	配点
企画内容 実施目的	提案内容は仕様書に沿ったものであることに加え、効果的なものになるよう工夫されているか。	１０
	報道機関への周知方法は具体的かつ効果的な方法か。	５
	F Cトラック広報用写真及びポスター等のイメージはPRに効果的なものか。	５
業務遂行 の実現性	業務全体を円滑かつ着実に実行できる体制か。	１５
	本業務の遂行に当たり、イベント開催業務及び写真撮影業務等について十分な実績を有しているか。	５
	必要な経費を適切に計上し、その内容は妥当か。	５
独自提案	本事業の効果を高める独自の取組があるか。	５
合計		５０

(2) 評価点の算出方法

選定委員会では、以下のとおり評価項目ごとにS～Dの評価を行い、各評価に応じた係数を配点に乗算・合計することにより評価点を算出する。

評価	S	A	B	C	D
	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1. 0	0. 8	0. 6	0. 4	0. 2

(3) 順位点は以下のとおりとする。

1位：5点、2位：3点、3位：1点、4位以下：0点

8 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受託事業者の決定

選定委員会において決定した委託先候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、委託先候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により委託先候補者と契約締結ができない場合は、他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受託事業者とする。

(2) 契約書の作成

県と受託事業者で協議した上で契約書を作成する。

(3) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県と受託事業者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

9 スケジュール

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年12月1日（月） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和7年12月4日（木）午後5時 |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和7年12月8日（月）午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年12月15日（月）午後5時必着 |
| (5) 選定委員会（書面審査）の開催 | 令和7年12月16日（火）予定 |
| (6) 選定結果の通知 | 令和7年12月17日（水）予定 |
| (7) 契約締結 | 令和7年12月下旬以降 予定 |

10 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 県と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。
なお、協議が整わない場合は、受託事業者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困

難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

(4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上、県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。

(5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、不開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。

11 問い合わせ先

宮城県環境生活部次世代エネルギー室 脱炭素燃料班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎13階北側

TEL 022-211-2683 MAIL jiened@pref.miyagi.lg.jp